

平成29年度 第2回 長浜市総合教育会議 次第

日時：平成29年10月6日（金）13時30分

場所：長浜市役所 3階 特別会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 意見交換

テーマ

「生活指導実践活動（スクールソーシャルワーカー）の取組について」

4 その他

5 閉 会

【配布資料】

- ・ 資料1 スクールソーシャルワーカーの取組について
- ・ 資料2 子どもを守るスクールソーシャルワークの視点と方法

平成29年度 第2回 長浜市総合教育会議 出席者名簿

1 構成員

役 職	氏 名
市 長	藤 井 勇 治
教 育 長	北 川 貢 造
教 育 委 員	井 関 真 弓
教 育 委 員	西 橋 義 仁
教 育 委 員	川 口 直
教 育 委 員	七 里 源 正
教 育 委 員	西 前 智 子

2 スクールソーシャルワーカー

所 属 ・ 役 職	氏 名
スクールソーシャルワーカー	北 居 理 恵
スクールソーシャルワーカー	大 楽 衣 実
スクールソーシャルワーカー	是 永 麻 記 子

3 オブザーバー

役 職	氏 名
副 市 長	大 塚 義 之

4 事務局

所 属 ・ 役 職	氏 名
教育部長	改 田 文 洋
教育委員会事務局次長	横 尾 博 邦
教育指導課長	清 水 伊 佐 雄
教育改革推進室長	土 田 康 巳
幼児課長	堀 浩 次
教育総務課課長代理	今 井 健 剛
教育指導課主幹	北 川 剛
教育総務課主査	大 石 文 哉
総合政策部長	北 川 雅 英
総合政策部次長兼総合政策課長	米 田 裕 治
総合政策課主査	小 川 敦

スクールソーシャルワーカーの取組について

長浜市教育委員会

1. スクールソーシャルワーカー（SSW）とは

(1) SSWの導入の背景

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等の背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など児童生徒の置かれている環境が大きく影響している場合が少なくない。その環境の問題は、複雑に絡み合い、特に、学校だけでは問題の解決が困難なケースも多い。そこで、児童生徒が置かれている様々な環境に着目して働き掛けることができる人材や、学校の枠を越えて関係機関等との連携をより一層強化し、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るためのコーディネーターが教育現場において求められている。

(2) SSWの導入のねらい

教育分野に、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを導入し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくとともに、教職員の資質向上と、校内組織体制の充実を図る。

①児童生徒の学校不適応行動の課題解決

②教職員の資質向上

③校内組織体制の充実

(3) SC（スクールカウンセラー）とSSW（スクールソーシャルワーカー）の違い

スクールカウンセラー：心の専門家「心の治療」

悩んでいる生徒の心のケアをするのが仕事

スクールソーシャルワーカー

：社会福祉の専門家「環境の整備」

悩んでいる生徒の環境を整えるサポートをするのが仕事

2. スクールソーシャルワーカーの取組

(1) 滋賀県のスクールソーシャルワーカーの取組について

・平成22年度（2010年度）

「スクールソーシャルワーカー活用事業」スタート〔国からの補助1／3〕

(2) 長浜市のスクールソーシャルワーカーの取組について

・平成25年度（2013年度）

「生徒指導実践活動推進事業」内「スクールソーシャルワーカー派遣」スタート

長浜市内の学校で活動するスクールソーシャルワーカー数（県事業・市事業）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
人数	2人	1人	1人	1人	2人	2人	2人	4人

(3) 長浜市のスクールソーシャルワーカーの形態

①配置型

ある特定の学校に、1週間に1回～複数回、訪問する形式での入り方である。児童生徒の様子や学級内の環境を観察したり、家庭訪問や関係機関との連携に出かけたり、教職員との協議（ケース会議）をしたりなど継続的かつ、児童生徒や保護者への直接的な支援が可能となる。

②派遣型

年間計画の中で訪問日が決められた学校に、1か月に1回、あるいは1年間に3～4回などの割合で訪問する場合や、ある特定の児童生徒のケースについて派遣要請のあった学校に、そのニーズに合わせて1回～複数回訪問する場合など、ケースに対するコンサルテーションが中心となる形式での入り方である。

児童生徒の観察や保護者面談および教職員との協議（ケース会議）が中心となる。

3. 今後に向けて

○課題を抱える児童生徒の支援をより効果的に行うためには、学校の教職員がスクールソーシャルワークの視点をもって対応することが大切である。そのためにも、スクールソーシャルワーカーは児童生徒や保護者への直接的な個別支援と、教職員への専門的な指導助言を行い、児童生徒の学校不適応行動の課題解決と教職員の資質向上をバランスよく図ることが大切である。

○スクールソーシャルワーカーは、多種多様な事案に対して的確に対応していくために、常にその資質・能力の向上と地域の実態把握が求められており、それを共有し、足並みをそろえて活動することも大切である。そのため、定期的に連絡協議会や研修会が実施でき、スーパーバイザーをおくなどの体制を整える必要がある。

○相談件数の増加とともに、学校のスクールソーシャルワーカーのニーズも増えているので、スクールソーシャルワーカーの時間数の増加が必要である。

○滋賀県が雇用しているスクールソーシャルワーカーは現在14人である。そんな中、滋賀県内各市町でのスクールソーシャルワーカーの雇用も年々増加しており、スクールソーシャルワーカーの取り合いになっている。今後は、スクールソーシャルワーカーを安定的に確保していくことが課題と考える。



子どもを守る
スクールソーシャルワークの
視点と方法

長浜市総合教育会議

平成29年10月6日（金）

於：長浜市役所

長浜市
スクールソーシャルワーカー
北居理恵

スクールソーシャルワークを理解する
5つのキーワード



アセスメント

ケース会議

チーム対応

ネットワーク作り

（効果的な支援の）プランニング

問題の深刻化から子どもを守るために

人間関係の困難・・・ 非行・犯罪・・・

いじめ、不登校、被虐待、貧困、孤独、自殺・・・

このような課題から子どもを守り、育てるカギとは・・・

早期発見

その兆候を見抜く視点をもつ

・・・症状のアセスメント

早期対応

深刻化する前に適切な手をうつ

・・・支援のプランニング

未然防止

そのような状態を生まない環境をつくる

アセスメントとは・・・

その人が、

なぜそうなのか・・・

何が彼(彼女)をそうさせているのか・・・

を、

探り、明らかにしていくこと

なぜ不安が高いのか・・・

なぜ攻撃的な態度に出るのだろう・・・

なぜ欠席が増えたのか・・・

ソーシャルワークの
視点と手法を活かします・・・



ソーシャルワーク = 社会福祉援助技術

学校におけるソーシャルワークの視点

児童生徒の問題解決において、
内面的・心理的課題だけでなく、
その児童生徒をとりまく
環境との関係性や相互作用に着目して
支援を行うこと。



保護者 きょうだい 教師 友達 地域・・・

学校におけるソーシャルワークの 具体的方法

その流れ

① 児童生徒を正しく理解する
= アセスメント

ケース会議

② チーム体制をつくる
= 支援のプランニング
校内体制 & 関係機関との連携

共有する

③ 支援の展開と分析

立場や関係性、専門性を活かした役割を果たす

スクールソーシャルワーカーとの協働

とても気になる子どもがいる。手は打っているが、ほんとうに対応が合っているのかわからない

保護者対応について
どうすれば効果的かわからない…

アセスメントが必要

いざ！いじめが発覚。
学校のやるべきこととは…

適切な支援を一緒に探る

校内の支援体制を整えて、チームで対応したい

関係機関ともう少しうまく連携したい

環境への働きかけ

アウトリーチで、早期発見！

(支援を必要とする人を、「待つ」のではなく「見つける」)

たとえばこんな子どもが居たときに・・・

1. 授業中の落ち着きがなく、つい立ち歩いてしまうこともある
2. 「めんどくさい！」とすぐに言ってしまい、作業に取り組むことが難しい
3. 納得のいく形でないと、いくら周囲が‘それでよい’と言っても受け入れられない
4. 他の子にちょっかいを出したり、からかいの言葉をかけたりしてしまう
5. カツとなるとつい手が出てしまう
6. 叱られても、そのときのことをあまり覚えていない

これは避けたい！ NGな視点👁👁

発達障害にちがいない！

まずは病院に行ってもらおう

そもそも怠慢なヤツなのだ！

もっと家で厳しく言ってもらおう

集団生活はこの子にはムリだから、

別室で過ごさせるしかないのだ

まったくもってガンコなヤツだ。もっと素直になればいいのに！

いつもしらばっくれるんだ！

ウソつきというか、ひきょうなやつだ…



このような子どもに対して 👁👁
持っておきたい視点…

1. 不適切な養育環境が 人の発達に与える影響

(1) 「虐待」の認識における注意点

① 身体的虐待

「身体に外傷が生じ、また生じるおそれのある暴行 を加えること」… “アザがあるから通告”というのではない。

② 心理的虐待

- ・配偶者間暴力(DV)など、暴力を目にする環境での養育
- ・泣き声や怒鳴りつける声がきこえるという「泣き声通告」
- ・暴言、無視、拒否的な態度、きょうだい差別… を含む

③ ネグレクト

- ・子どもの求める情緒的交流に応えていない・・・などを含む
- ・母親の彼氏から暴力を受けている場合は、
母親のネグレクトで通告対象となる
- ・身なりがキレイでもネグレクト環境を抱えている場合はある
- ・それぞれの「普通」があり、むやみな否定的言動は控える

④ 性的虐待

- ・子どもの目に入る所での性行為、ポルノ雑誌やビデオの観賞を含む
- ・ききとりには十分な配慮が必要。必ず専門家(児相など)の指導を仰ぐこと
- ・見えにくいですが、将来の生きていきにくさに最も影響するためリスクのある環境にある場合は危機感をもって注意深く見守ること

(2) それらの環境が及ぼす 発達への影響

～どのような部分に影響が出やすいのか～

基本的安心感の低さ

不安 や緊張を和らげる力

- 初めてのことに対する不安
- 対人関係に対する不安

できなかつたらどうしよう・・・
バカにされはしないか・・・

人への信頼感の持ちにくさ

円滑に人間関係を築く力
逆説的愛着表現

仲良くしてもらえるだろうか・・・
愛してくれるだろうか・・・
見捨てられはしないか・・・

自己コントロール力の

働きにくさ

感情の抑制
急な変化への対応

愛情確認行為・友情確認行為
をせずにはいられない

見通しをもって行動することが苦手

先のことを考えて段取りよく行動することが難しい
整理整頓が苦手

解離症状を起こしてしまう

自分の力ではコントロールできないほどの、つらい状況や場面を感情や思考をどこかに追いやること(健忘、多重人格)、またはその状況になれる行為(リストカットなどの自傷行為など)によりその場をやりすごす方法を脳が覚えてしまっている
無意識な場合が多く、その瞬間を覚えていない

その他

生活リズムの不安定さ
枠の中で過ごすことの苦手さ
人との情緒的交流に対する
無関心さ
無気力
表情の少なさ
柔軟性の無さ



叱責場面の増加

集団生活のしんどさ

自尊心・自己肯定感の低下

愛着の不安定さを根っこに抱えた症状

社会生活に支障をきたすほどの症状をもつ状態を

「愛着障害」という

(3) その他の「虐待」的環境

過保護 過干渉

身の回りのことに手をかけすぎる

本人の意志表示よりも先に答えを出してしまう

⇒ 自身の判断で動くことに不安を伴い自立を阻む
家庭内で荒れやすい

過期待 過プレッシャー

よき結果を常に求められるため、力があるのに自信がない

顔色をうかがい、不快な感情を表現できない

親の期待値や評価の基準が高く、自己評価が低い

習い事が多い。本人の希望とは別に課せられる習い事がある

⇒ 結果が心配で挑戦できなくなる、動けなくなる

or

⇒ 満たされないイライラが他者攻撃・反社会行動へ
支配的強者になることで生きている証を実感

子どもの抱える貧困問題

夜の時間に働く、あるいは働らかざるを得ない親、
子どもだけで過ごす夜の時間

⇒ 寂しさをまぎらわすため、居場所を求め、
夜の世界へ
大事にされている感が持てず、満たされない心

⇒ **登校へのエネルギーの低下**

理由が見えにくく、怠慢なせいとみなされてしまう

保護者との接触が難しく、協同体制がとりにくい

⇒ 改善が遅れ、外界での事態が悪化していく

(4) 虐待・虐待的環境から現れやすい症状や事象

- ア 暴言・暴力による対人トラブル
- イ 不登校傾向や登校渋り
- ウ いじめ
- エ 家庭内暴力
- オ 居場所を求めた深夜徘徊、不健全性的行為
- カ 盗み、火遊び
- キ 依存症
- ク 人格障害や精神疾患(うつ病、摂食障害、統合失調症等)
- ケ 歪んだ性的関心
- コ サイコパス(反社会的な精神障害)への発展
- ⋮

(5) 発達障害 に症状が似ている問題

柔軟性に欠ける…
変化に適応しにくい…

= こだわりの強さ? 自閉傾向?

集団の中で落ち着かない… = ADHD?

発達障害と決めつけず、
環境面にも目を向けて背景を知る

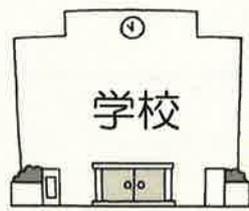
➡ 正確な子ども理解と効果的な支援

<発達障害を併せ持っていても・・・>

愛着が安定している子ども ⇒ 他者とも安定した関係を築くことができる場合は少なくない

安全基地となる存在がいる子ども ⇒ 困ったときに助けを求め、ストレスを克服することができる

地域で支えるネットワーク作り



子ども

保護者

機関

病院

家庭児童相談室

発達支援センター等

警察

市町教委

地域で支えるネットワーク作り



子ども

保護者

機関

病院

家庭児童相談室

発達支援センター等

警察

市町教委

ケース会議の計画

オ

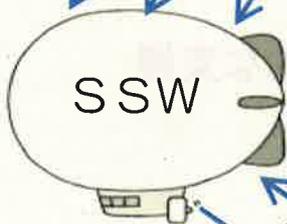
イ

ア ケースの概要を説明

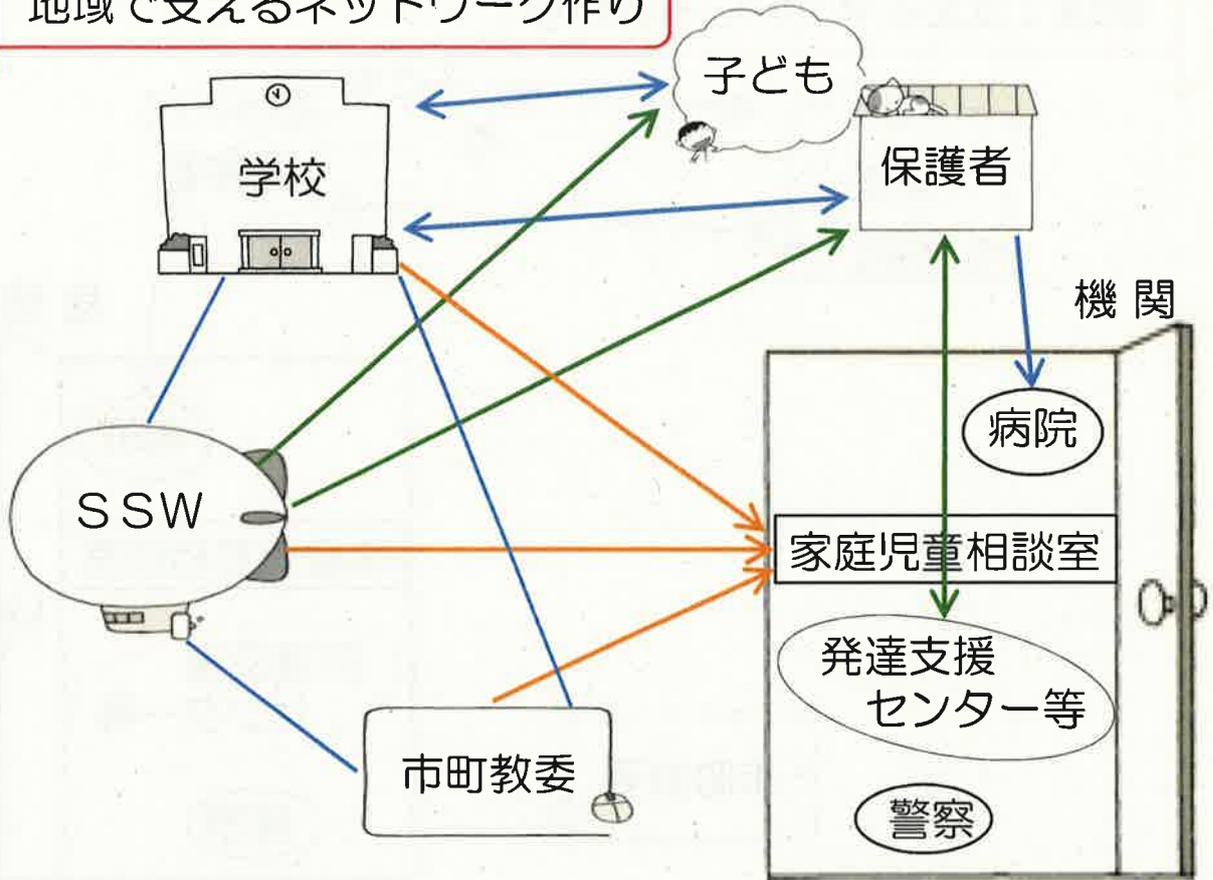
イ アプローチの方法を提案・検討

ウ 活動状況の確認

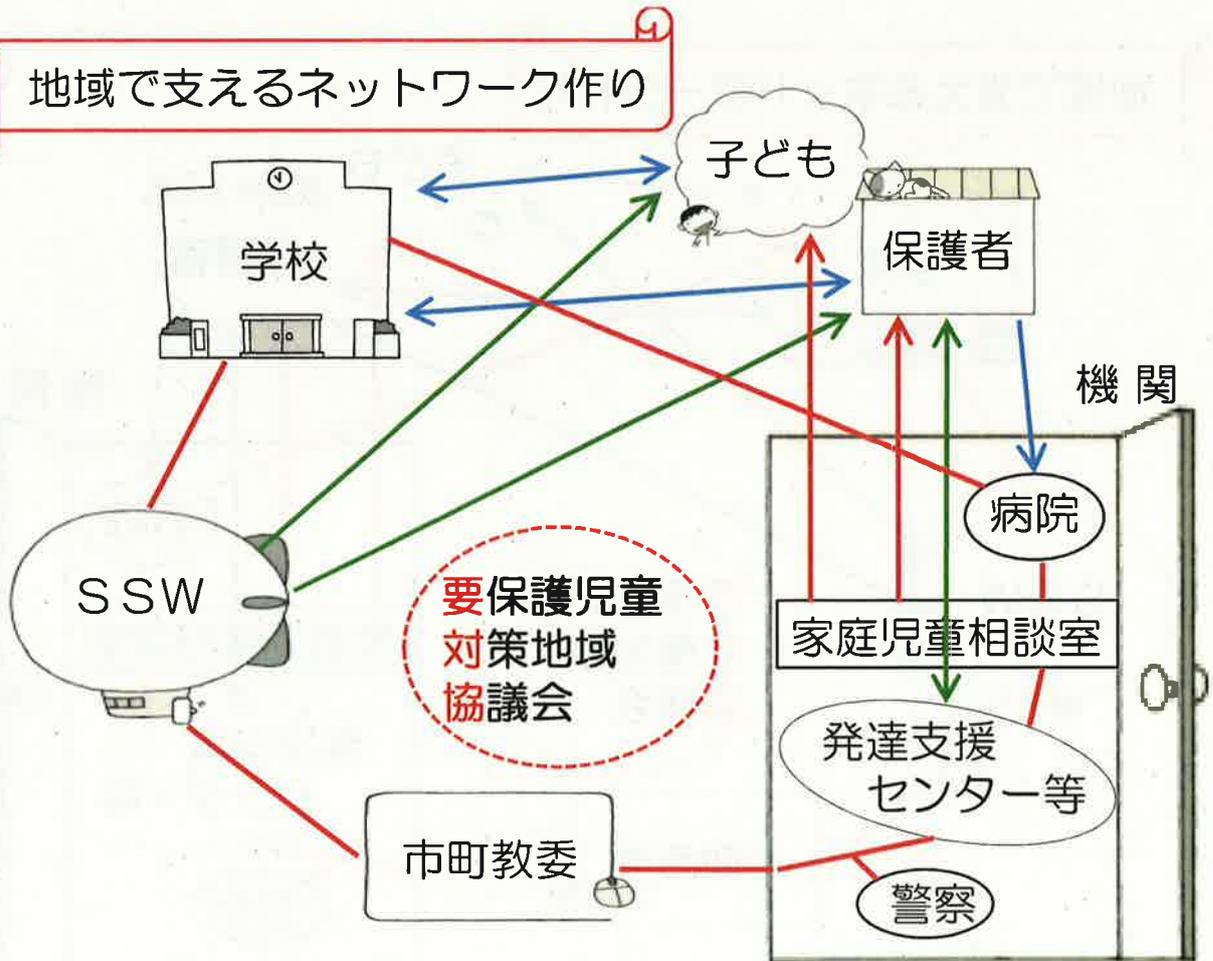
エ 活動状況を報告、相談



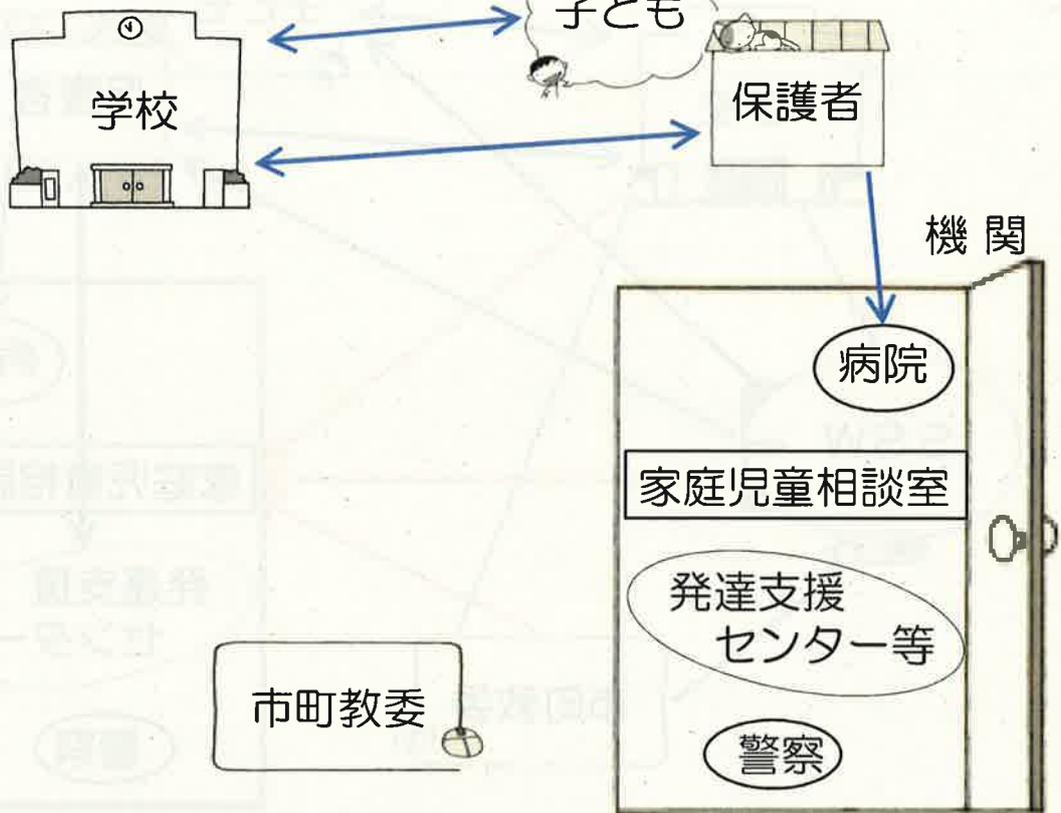
地域で支えるネットワーク作り



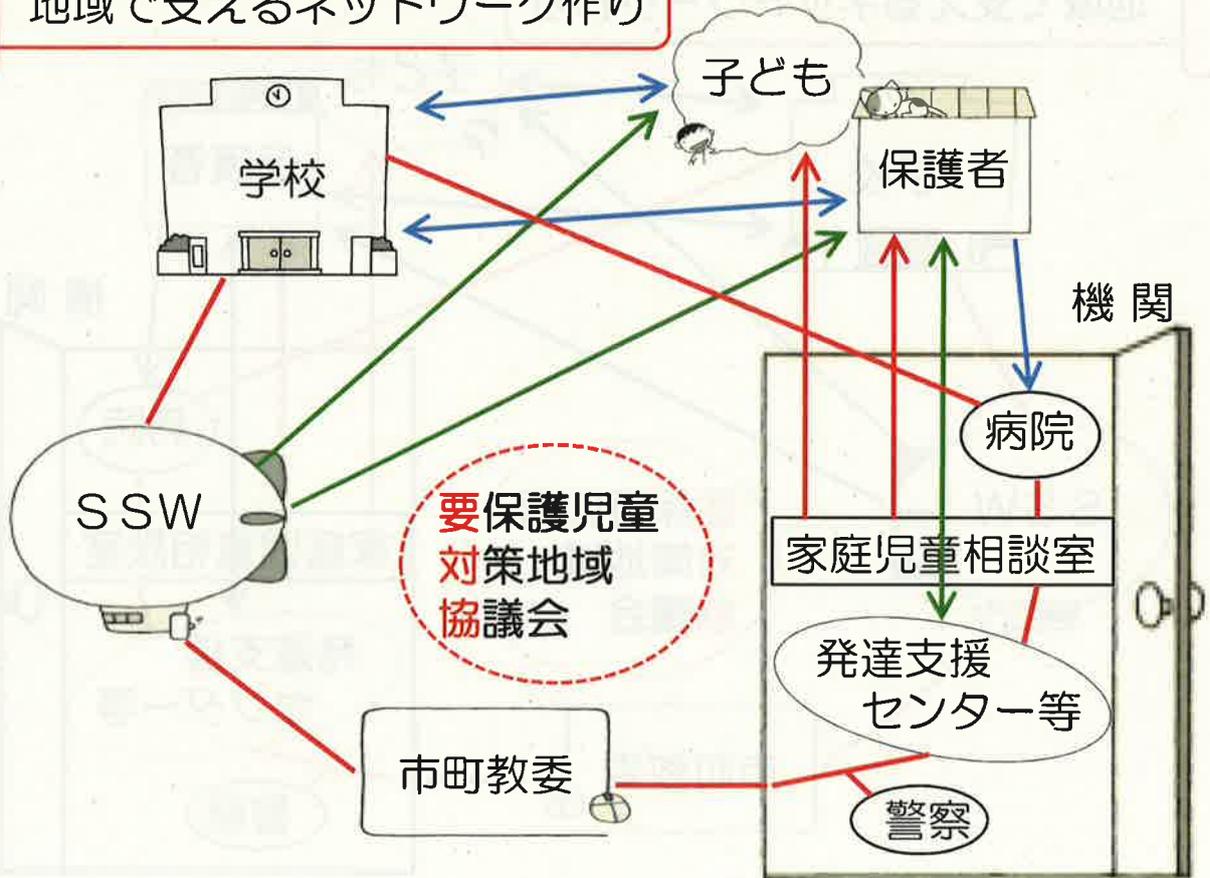
地域で支えるネットワーク作り



地域で支えるネットワーク作り



地域で支えるネットワーク作り



地域で始まった社会資源とともに支える

1. 福祉施設を活用した「フリースペース」 ～不登校や夜の家庭にしんどさを抱える子どもの居場所～

by 滋賀の縁創造実践センター
事務局：「滋賀県社会福祉協議会」

社会福祉施設には

- ・24時間必ず人が居る
- ・ご飯を用意できる
- ・お風呂がある
- ・送迎ができる



この利点を活かした、**夜の子どもの居場所づくり**

学校と福祉の連携で子どもを守る

2. 遊べる・学べる 淡海 子ども食堂

～地域ぐるみで子どもを大事にする垣根のない居場所～

by 滋賀の縁創造実践センター
事務局：「滋賀県社会福祉協議会」

地域の人々の願いと工夫でつくられる子どもの居場所

- ・地域住民
- ・地域に存在する福祉施設
- ・ボランティアグループ

地域の大人と子ども、

顔がわかるつながりで子どもを守る

滋賀県にはH29. 9月現在、**73** の子ども食堂

< 長浜市付近の「子ども食堂」 >

ながはま こども食堂

長浜市加田町19-6 老人ホームながはま

キッズ☆カフェ

長浜市内の公民館（主に市民交流センター）

湖北子ども食堂「Liaison(リエゾン)」

米原市長沢1650-1 ウェルカム倉庫「ちこまち」

こどもの居場所「まんま」

長浜市西上坂町1149-3 おもに姉川コミュニティ防災センター

食育ながはま「元気っ子広場」

長浜市 六荘公民館

きのもと子ども食堂

木之本福祉ステーション



「滋賀の縁 創造実践センター」
ホームページ内にて検索
http://www.shiga-enishi.jp/dining_map/index.php



長浜の子どもたちが
健やかに育ちますように・・・

湖北子ども食堂「Liaison (リエゾン)」

ありがとうございました



オレンジリボン運動
2015ポスターコンテスト入賞作品より

今後ともどうぞ
よろしくお願い
いたします

スクールソーシャルワーカー
一同

知っておきたい

子どもを守る法律 1 通告の義務について

児童福祉法 第二十五条
(要保護児童発見者の通告義務)

「児童虐待を受けたと思われる児童」を発見した者は、速やかに、市町村、福祉事務所または児童相談所に通告しなければならない。

他法の守秘義務を上回る法的な義務

児童虐待防止法 第七条

通告を受けた福祉事務所、または児童相談所、通告を仲介した児童委員は、**当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。**

知っておきたい

子どもを守る法律 2 要対協について

児童福祉法 第二十五条の二
(要保護児童**対**策地域**協**議会等)

1. 地方公共団体は、要保護児童または要支援児童への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を置くよう努めなければならない。
2. 協議会は、そのために必要な**情報の交換**を行うとともに、支援の内容に関する**協議**を行うものとする。

児童福祉法 第二十五条の五 (秘密保持)

協議会を構成する関係機関の者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 **その機関の職員、職員であった者**
- 二 当該法人の役員、職員、職員であった者
- 三 それ以外の者で、協議会を構成する者、その職にあった者

<要対協のネットワーク体制（例）>

